

職務内容書【理事（非常勤）】

財団法人柔道整復研修試験財団 理事（非常勤）

財団法人柔道整復研修試験財団（以下「柔道整復研修試験財団」という。）は、平成元年11月28日に設立され、平成4年10月1日より厚生労働大臣の指定する指定試験機関・指定登録機関として柔道整復師国家試験・登録の事務を行うとともに、柔道整復師に対する研修等の事業を通じて柔道整復師の資質の向上に努め、良質で近代的な柔道整復術の普及を図ることにより広く国民の健康の確保と福祉の増進に寄与することを目的とした公益法人である。

当法人の理事は、理事会を構成し、本財団の業務を議決し、執行する職務があり、柔道整復師国家試験の指定試験機関として医学的問題について専門的知識・経験を有し、公正中立の立場を堅持しつつ、不断に迅速かつ的確な対応判断が出来る人材を求めている。

1. 機関名：財団法人柔道整復研修試験財団

（法人の業務概要）

当法人は、主事業である柔道整復師国家試験事務及び登録事務を行うとともに、柔道整復師の資質向上を目的とした諸事業を行う。

主な業務内容は以下のとおり。

- （1）柔道整復師の試験の実施に関する事務
- （2）柔道整復師の登録の実施等に関する事務
- （3）柔道整復術に係る調査研究及びその助成
- （4）柔道整復師に対する講習会の実施
- （5）柔道整復師による国民の健康の保持増進のための事業の指導及びその助成
- （6）柔道整復術に係る国際機関・団体等との学術交流
- （7）柔道整復術に係る出版物の刊行
- （8）その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2. ポスト：非常勤 理事 1名

（任期1年6ヵ月：平成22年10月1日～平成24年3月31日）

3. 職務内容：

- 理事会メンバーとして、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。なお、理事の互選により、理事長・専務理事・常務理事に選任される場合がある。

4. 必要な資格・経験等

- 原則として、就任の時点（平成22年10月1日）において、年齢が70歳未満であること。
- 今後の公益法人改革の方向性に従い、当財団の経営・運営改革に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、法人の経営、会計、人事・労務管理に関する十分な知識・経験を有していること。
- 民間企業、大学・研究機関等において、管理職等としてマネジメントを行った経験を有し、かつ、リーダーシップを発揮してきた経験を有すること（これと同等の経験を有することを含む）に加えて、複数の組織や多様な職種を管理する十分なマネジメント能力を有していると認められること。
- 医学的問題に関する専門的な知識や経験を有し、柔道整復研修試験財団に蓄積された実績等を基礎に、財団全体の発展に向けた総合的、効率的な財団運営等の企画力、実行力に富んでいること。
- 中立性、公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- 円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

勤務形態：非常勤

勤務地：柔道整復研修試験財団内

・東京都港区高輪3-25-33

勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

給 与：寄附行為に基づき無給とする。ただし、費用を弁償する。

その他：財団の規程等に定めるところによる。

6. 選考方法

外部有識者を含む選考委員会の審議を経て評議員会において選任された後、厚生労働大臣の認可を受け理事として任命されたものとする。

7. 応募方法

（1）応募書類

次の①、②の書類を簡易書留により郵送すること。

なお、提出された書類については、返却しない。

① 履歴書

- ・ 氏名を自署の上、押印すること。
- ・ 3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を添付すること。
- ・ 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・ 職歴は、民間企業や国、地方公共団体等の経営・運営に係る職歴その他の職歴を記入することとし、企業名又は団体名、職名及び職務内容を記入すること。
- ・ 業績は、医学的問題に関連する事項についての主要な業績を記入すること。

② 自己アピール文書（A4版（40行×40文字）で1～2枚程度。公募ポストの職務内容及び必要な資格経験等を踏まえ、自らがこのポストに適任であること、柔道整復研修試験財団の将来ビジョン等をポイント毎に簡潔にまとめること。）

（2）応募書類の提出先

〒108-0074

東京都港区高輪3-25-33 長田ビル4階

財団法人柔道整復研修試験財団 総務部

（3）応募期限

平成22年8月30日（月）必着

8. 欠格事項等

柔道整復師法第8条の2第4項第4号イ及びロに定める役員の欠格条項等に該当する場合は、理事になることはできない。

【参考】

柔道整復師法（昭和四十五年四月十四日法律第十九号）（抄）

（指定登録機関の指定等）

第8条の2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、柔道整復師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

1. 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

2. 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第2項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

1. 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

2. 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

3. 申請者が、第8条の13の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。

4. 申請者の役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

ロ 次条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

（指定登録機関の役員の選任及び解任）

第8条の3 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第8条の5第1項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。